

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和7年10月16日付け審査請求書で提起した処分庁の令和7年8月29日付け「特別障害者手当再認定に係る提出書類について」と題する書面に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年3月28日、処分庁から特別障害者手当の受給資格の認定を受けた。同処分の通知書には、「有期認定 有（2年） 令和7年10月に再度障害の状態を確認する必要があります。」と記載されていた。
- 2 処分庁は、令和7年8月29日、「特別障害者手当再認定に係る提出書類について」と題する書面（以下「本件書面」という。）を送付した。

本件書面には以下の記載があった。

- ①「現在、X様が受給されております特別障害者手当は、令和7年10月までの有期認定となっております。そのため、継続して手当を受給するには、再認定を受ける必要がございます。つきましては、下記のとおり必要書類の提出をお願いします」

（下記の書類として特別障害者手当有期認定更新申請書及び特別障害者手当認定診断書が記載されている。）

②「ご提出いただきます認定請求書等により判定いたしますが、再認定が決定するまでの間は、令和7年11月分以降の手当を一時支給停止いたします」

- 3 審査請求人は、特別障害者手当支給一時停止処分及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第36条第1項に基づく診断書提出命令という行政処分が行われ、各処分が本件書面により通知されたとして、本件審査請求を提起した。

審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件書面により、行政処分が通知されたことを前提に、同行政処分の理由がないこと及び理由付記がないことから、同行政処分は違法であると主張する。

理 由

1 判断

行政不服審査は、行政庁の処分その他公権力行使に当たる行為、すなわち行政処分に関して請求できる（行政不服審査法（平成26年法第68号）第1条）。

行政処分は、法律の規定に基づき公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することを行う（最高裁昭和39年10月29日）。

この点審査請求人は、本件書面記載中、診断書の提出を求める記載並びに審査請求人が特別障害者手当有期認定更新申請書及び特別障害者手当認定診断書が提出され、処分庁が同手当の再認定を行うまで、令和7年11月以降の同手当の支給を一時停止するとの記載が、それぞれ行政処分に該当すると主張する。

しかしながら、いずれも行政処分に該当しない。

すなわち、診断書の提出を求める部分は、法第36条第1項による診断書提出命令であるが、同手当の支給継続を検討するために必要な情報を求めるためのものであり、それ自体は直接的に権利義務を定めたり変更したりする性質を有さず、行政処分には該当しない（いわゆる行政調査である。）。

また、同手当の一時支給停止に関する部分も、あくまでも再認定できない場合に行うこととなる行政処分を予告しているものにすぎず、それ自体が直接的に権利義務を形成したり、変更するものではなく、行政処分には該当しない。

このように、本件書面に関して、行政不服審査請求の対象となる行政処分は行われておらず、本件審査請求は適法ではない。

2 結論

以上の理由により、本件審査請求は、不適法なものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和7年11月10日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。